



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 梶 守 宏
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 緑 川 精 一
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 2 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 59 期定時株主総会に、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社が発行いたしました甲種優先株式は、全株式が、普通株式に転換されましたので、現行定款第 5 条の甲種優先株式に係る事項を削除するとともに、現行定款第 2 章の 2 優先株式の全条文および現行定款第 17 条の 2 を削除するものであります。

なお、これに伴い現行定款第 5 条および第 7 条につきましても、それぞれ変更案第 6 条および第 9 条で所要の変更をするものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)並びに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い次のとおり変更するものであります。

当社が株券発行会社であり、機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人をおくことを明確にするため、変更案第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)、第 32 条(取締役会規程)を新設するものであります

単元未満株式についての権利を明確化するため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

定時株主総会、期末、中間配当の基準日を明確化するため、現行定款第 12 条(基準日)を削除し、各々変更案第 16 条(定時株主総会の基準日)を新設し、変更案第 47 条(期末配当金)、第 48 条(中間配当金)に規定するものであります。

株主総会の代理人の議決権行使について、代理人の人数を明確化するために変更案第 19 条（議決権の代理行使）に規定するものであります。

株主総会参考書類等のインターネットによる開示をすることができるよう、変更案第 21 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会および監査役会を機動的に運営するため、変更案第 30 条（招集通知）第 2 項および、第 41 条（招集通知）第 2 項を新設するとともに、取締役会の決議を書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 33 条（決議の方法）第 2 項を新設するものであります。

取締役、社外取締役、監査役および社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を充分発揮できるよう、変更案第 35 条（取締役の責任免除）、第 44 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、変更案第 35 条（取締役の責任免除）は、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

新たに第 6 章として会計監査人に係る章を設け、会計監査人がその期待される役割を充分発揮できるよう、変更案第 45 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法の用語、規定、引用条文にあわせた表現の変更および構成の整理等を行うものであります。

上記各変更にとまなう条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木）

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は9,400万株とし、このうち9,100万株は普通株式、300万株は甲種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は<u>9,100万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を<u>取得</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の普通株式および甲種優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下単元未満株式という。)にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第12条に定める請求をする権利 <p>(株券の種類)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(单元未満株式の買増し) 第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(单元未満株式の買増し) 第12条 当社の单元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券喪失登録の手続き、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人をおく。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券喪失登録の手続き、单元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再発行、その他株式に関する取扱事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第14条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ただし、当該営業年度において、第4項に定める甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金を控除した額となる。</u></p> <p><u>2. (非累積事項)</u> ある営業年度において甲種優先株主または甲種登録質権者に対して支払う利益配当金の額が、甲種優先配当金の額に達しないときはその不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p><u>3. (非参加事項)</u> 甲種優先株主または甲種登録質権者に対しては、甲種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p><u>4. (優先中間配当金)</u> 当社は、第40条に定める中間配当金を支払うときは、甲種優先株主または甲種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める金銭（以下「甲種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>5. (残余財産の分配)</u> 当社の残余財産を分配するときは、甲種優先株主または甲種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。 甲種優先株主または甲種登録質権者に対しては前号のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p><u>6. (株式の併合または分割 新株引受権等)</u> 当社は、法令に定める場合を除き甲種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>当社は、甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p><u>7. (甲種優先株式の買入、消却)</u> <u>当社は、いつでも甲種優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入れ価格により消却することができる。</u></p> <p><u>8. (議決権)</u> <u>甲種優先株主は、法令に定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>9. (転換予約権)</u> <u>甲種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間(以下「転換期間」という)中、当該決議で定める転換の条件で甲種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>10. (甲種優先株式の強制転換条項)</u> <u>転換期間中に転換請求のなかった甲種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の取締役会で定める日(以下本項において「強制転換日」という。)をもって、甲種優先株式1株の払込金相当額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く、円位未満小数第1位まで算出しその小数第1位を切り上げる。以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式に転換される。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前号の平均値が(ア)甲種優先株式の発行に際して取締役会で定める上限転換価額を上回るとき、または(イ)当該取締役会で定める下限転換価額を下回るときは、前号の甲種優先株式は甲種優先株式1株の払込金相当額を(ア)の場合には当該上限転換価額で(イ)の場合には当該下限転換価額でそれぞれ除して得られる数の普通株式に転換される。</u></p> <p><u>前二号における普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合の端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>(優先配当金の除斥期間) <u>第12条の3 第41条の規定は甲種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p> <p>(発行初年度の取扱) <u>第12条の4 甲種優先株式の発行初年度の甲種優先配当金については、配当起算日から営業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割計算した額とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) <u>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) <u>第15条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長) 第14条 株主総会は取締役会の決議にもとづき代表取締役社長が招集しその議長となる。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主が代理人を定めて、議決権を行使するときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主たることを要す。</p> <p>前項の議決権の行使には代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第16条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の招集権者および議長) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主が代理人を定めて、議決権を行使するときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主1名でなければならない。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) <u>第17条 株主総会において決議した事項は、議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して、当会社に保存するものとする。</u></p> <p>(種類株主総会) <u>第17条の2 第14条(株主総会の招集権者および議長)、第15条(決議の方法)、第16条(議決権の代理行使)および第17条(議事録)の規定は種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) <u>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</u></p> <p>(選任) <u>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(議事録) <u>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員) <u>第22条 (現行どおり)</u></p> <p>(選任) <u>第23条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員として選任された取締役、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第21条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第22条 <u>取締役会の決議により取締役の中から取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p> <p>(任期) 第24条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>増員として選任された取締役、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第26条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役および顧問) 第23条 取締役会の決議により、重要事項諮問のため、相談役および顧問をおくことができる。</p> <p>(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(業務執行) 第27条 取締役会は、特に法令または定款で定める事項のほか、業務執行に関する重要事項の決定に当る。</p>	<p>(相談役および顧問) 第27条 取締役会は、その決議によって、重要事項諮問のため、相談役および顧問をおくことができる。</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(招集通知) 第30条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(業務執行) 第31条 取締役会は、特に法令または本定款で定める事項のほか、業務執行に関する重要事項の決定に当る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議事録) 第29条 取締役会において決議した事項は、議事の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役が記名捺印して、<u>当会社に保存するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(決議の方法) 第33条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(議事録) 第34条 取締役会において決議した事項は、議事の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役が記名捺印して、これを10年間本店に備え置くものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第35条 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="328 748 743 781">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="304 819 408 853">(定員)</p> <p data-bbox="300 853 772 920">第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p data-bbox="304 958 408 992">(選任)</p> <p data-bbox="300 992 772 1267">第31条 監査役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p data-bbox="304 1339 408 1373">(任期)</p> <p data-bbox="300 1373 772 1507">第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="445 1545 772 1753">任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p data-bbox="963 443 1294 712"><u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="847 748 1262 781">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="823 819 927 853">(定員)</p> <p data-bbox="818 853 1147 887">第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="823 958 927 992">(選任)</p> <p data-bbox="818 992 1163 1025">第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="963 1064 1294 1301">前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="823 1339 927 1373">(任期)</p> <p data-bbox="818 1373 1294 1541">第38条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p data-bbox="963 1545 1294 1713">任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役は、その<u>互選をもつて</u>、常勤監査役を定める。</p> <p>(報酬) 第34条 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>(招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して、<u>当会社に保存するものとする</u>。</p>	<p>(常勤監査役) 第39条 監査役会は、その<u>決議によって</u>、常勤の監査役を<u>選定する</u>。</p> <p>(報酬等) 第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p>(招集通知) 第41条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</u>。</p> <p>(決議の方法) 第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある場合を除き</u>、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(議事録) 第43条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して、これを10年間本店に備え置くものとする</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第39条 利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）</u>をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第41条 利益配当金および中間配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金については、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以 上